

# 特定建設作業工程表

作業期間  
年 月 日～ 年 月 日

種	法律	県 条 例	年月日 建設作業	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
				10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
騒	①	①	くい打機、くい抜機等を使用する作業												
	②	②	びょう打機を使用する作業												
	③	③	さく岩機を使用する作業												
	④	④	空気圧縮機を使用する作業												
	⑤	⑤	コンクリートプラント等を使用する作業												
	⑥		バックホウ（80kW以上）を使用する作業												
	⑦		トラクターショベル（70kW以上）を使用する作業												
	⑧		ブルドーザー（40kW以上）を使用する作業												
音		⑥	建造物を動力、鋼球等で解体・破壊する作業												
		⑦	コンクリートミキサー車等を使用する作業												
		⑧	コンクリートカッターを使用する作業												
		⑨	ブルドーザー、バックホー等を使用する作業												
		⑩	ロードローラー、てん圧機等を使用する作業												
振	①	①	くい打機、くい抜機等を使用する作業												
	②	②	鋼球を使用して建造物を破壊する作業												
動	③	③	舗装版破碎機を使用する作業												
	④	④	ブレーカーを使用する作業												
備 考 (注) 1 騒音について、「法」と「条例」の両面に該当する場合は「法」による届出をしてください。 2 振動について、作業場所が工業専用地域以外の場合は「法」による届出をしてください。 3 建設作業の種類で、騒音・振動の両方に該当する場合は両方の届出が必要です。				※ 日曜日、その他の休日は作業禁止。 作業場所付近の見取図（住宅地図）必要。											